

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	1
○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）	14
【附則第五条関係】	14

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 設備の輸出等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること。</p> <p>ロ 設備並びにその部分品及び附属品で我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたもの並びに我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたその他の製品でその販売が海外の販売市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを海外で販売すること。</p> <p>ハ 我が国の輸出入市場若しくは海外の販売市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供すること。</p> <p>十一〜十三 （略）</p> <p>十四 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付け（貸付けと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）を行うことをいう。</p> <p>（政府の出資）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 同上</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 設備の輸出等 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保若しくは外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。</p> <p>十一〜十三 （略）</p> <p>十四 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付けを行うことをいう。</p> <p>（政府の出資）</p>

第四条 (略)

2 (略)

3 会社は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(業務の範囲)

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入

第四条 (略)

2 (略)

第十一条 同 上

(業務の範囲)

一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入

若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

六〇九 （略）

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。

二 （略）

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）を貸し付けること。

六〇九 （略）

第十二条 同上

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。

二 （略）

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく

一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

3・4 (略)

5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。

6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであつて、中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 (略)

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ・ロ (略)

ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）

三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。

困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたときに限り、行うことができる。

3・4 (略)

5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。

6 同上

一 (略)

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付けるとき。

イ・ロ (略)

四 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

759 (略)

10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第七号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。

一5六 (略)

七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。）を取得する場合

11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

一・二 (略)

12 (略)

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、

三 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

759 (略)

10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第六号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。

一5六 (略)

11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

一・二 (略)

12 (略)

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、

貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合

二 当該貸付け（第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く。）
（一）当該譲受け（同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。）
（二）当該取得（同号の規定による公社債等の取得を除く。）
（三）当該債務の保証等（同号の規定による債務の保証等を除く。）
（四）又は当該出資（いずれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）に係る貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。）の利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）
（五）貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）

2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

（特別業務指針）

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、会社の収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

四 前三号に掲げる業務（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十条第九号に掲げる業務

2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たつて従うべき基準

二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補充に関する事項

四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（特別業務基本方針）

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針（次項において「特別業務基本方針」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不相当となつたと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（予算）

第十六条 （略）

2 前項の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に

（予算）

第十六条 （略）

2 前項の収入は、貸付金の利息、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同

対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

3～5 (略)

(区分経理)

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 特別業務以外の業務（第三十三条において「一般業務」という。

二 特別業務

(区分経理に係る会社法の準用等)

第二十六条の三 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第

項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

3～5 (略)

二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（決算報告書の作成及び提出）

第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提

（決算報告書の作成及び提出）

第二十七条 会社は、前条第二項の規定による貸借対照表等の提出をし

出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。

2～4 (略)

(国庫納付金)

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 (略)

4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(借入金及び社債)

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）は、銀行その他の金融機関から行

た後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。

2～4 (略)

(国庫納付金)

第三十一条 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、前項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 (略)

4 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(借入金及び社債)

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

う短期借入金（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であつて、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する短期借入金（外国通貨によるものを除く。）については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。

3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 会社は、前項に規定する社債を發行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を發行し、当該社債券の發行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。

6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために發行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に

2 前項に規定する短期借入金については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 会社は、前項に規定する社債を發行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を發行し、当該社債券の發行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。

6 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。

8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、「一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。

10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

（政府保証）

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約を

7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、限度額を超えて社債を発行することができる。

8 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、基準額及び限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

（政府保証）

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約を

することができる債務を除く。)又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

2・3 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第十三条の三第二項又は第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

五 第三十三条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

六 第三十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

することができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2・3 (略)

第四十六条 同上

一～三 (略)

四 第三十三条第六項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

五 同上

六 第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

改 正 案

現

行

<p>（予算の区分）</p> <p>第十八条 株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次に掲げる業務ごとに区分しなければならない。</p> <p>一 駐留軍再編促進金融業務以外の業務</p> <p>二 駐留軍再編促進金融業務</p> <p>2 (略)</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十八条の二 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>（予算の区分）</p> <p>第十八条 株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次条各号に掲げる業務ごとに区分しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十八条の二 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 株式会社国際協力銀行法第十一条各号に掲げる業務</p> <p>二 駐留軍再編促進金融業務</p> <p>（資本金等の整理）</p> <p>第十八条の三 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる資本金若しくは準備金又は資金については、前条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p> <p>一 株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による政府の出資により増加する資本金又は準備金</p> <p>二 株式会社国際協力銀行法第三十三条の規定により資金の借入れ若しくは社債の発行をして調達し、又は第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の規定により資金の借入れを</p>
---	--

(削る)

して調達し、若しくは第二十一条第二項の規定により交付を受けた資金

(区分経理に係る会社法の準用等)

第十八条の四 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社」の「剰余金の額」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十

(借入金等の限度額)
第十九条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2
(略)

一条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、会社法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは、「駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 株式会社国際協力銀行が第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、株式会社国際協力銀行が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(借入金等の限度額)
第十九条 駐留軍再編促進金融勘定（第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2
(略)

(株式会社国際協力銀行法の適用等)
 第二十二條 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四條第三項 第二十六條の二</p>	<p>同条各号に掲げる業務</p>	<p>第二十六條の二及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十八條の二</p>
<p>第十一條第八号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第二十六條の三第一項</p>	<p>前條</p>	<p>前條及び駐留軍再編特別措置法第十八條の二</p>

(株式会社国際協力銀行法の適用等)
 第二十二條 同上

<p>第十一條第八号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務(以下単に「駐留軍再編促進金融業務」という。)を除く。)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>第二十六條の 三第三項</p>	<p>前条</p>	<p>同条の</p>	<p>第二十六條の二</p>	<p>同法</p>	<p>前条</p>	<p>同条第二項</p>	<p>第二十六條の 三第二項</p>	<p>同条の</p>	<p>株式会社国際協 力銀行法第二十 六條の二</p>	<p>（第二十六條の 二）</p>	<p>において、同法</p>
<p>前条及び駐留軍再編特別措置法第十八 條の二</p>	<p>これらの</p>	<p>第二十六條の二及び駐留軍再編特別措 置法第十八條の二</p>	<p>会社法</p>	<p>前条及び駐留軍再編特別措置法第十八 條の二</p>	<p>第三十一條第二項</p>	<p>駐留軍再編特別措置法第二十二條第一 項の規定により読み替えて適用する第 三十一條第一項</p>	<p>これらの</p>	<p>株式会社国際協力銀行法第二十六條の 二及び駐留軍再編特別措置法第十八條 の二</p>	<p>（第二十六條の二及び駐留軍等の再編 の円滑な実施に関する特別措置法（平 成十九年法律第六十七号。以下「駐留 軍再編特別措置法」という。）第十八 條の二</p>	<p>において、会社法</p>	

第二十六条の二	第三十三條第一項	(略)	第三十三條第一項	(削る)	業務	第三十一條第五項	第三十一條第一項及び第四項	(略)	同条	又は社債の發行をして
										第三十三條第一項

第二十六条の二及び駐留軍再編特別措	第三十三條第一項	(略)	第三十三條第一項	(略)	前項	第三十一條第二項	第三十一條第一項	(略)	同条	又は社債の發行をして
										第三十三條第一項

2・3 (略)	(略)	第四十六条第 四号		(略)		第三十八条第 一項	財務大臣	(略)	同条各号に掲げ る業務	置法第十八条の二
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及 び駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍再 編特別措置法第十八条の二に規定する 駐留軍再編促進金融勘定をいう。以下 同じ。）に関する事項については、財 務大臣及び防衛大臣）		(略)	第二十六条の二各号に掲げる業務及び 駐留軍再編促進金融業務	
2・3 (略)	(略)	第四十六条第 六号		(略)		第三十八条第 一項	財務大臣	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及 び駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍再 編特別措置法第十八条の二第二号に掲 げる業務に係る勘定をいう。以下同じ 。）に関する事項については、財務大 臣及び防衛大臣）		(略)		